

長浜市商工会からのお知らせ

2022/9/1 第 25 号

長浜市商工会

TEL : 0749-78-2121

FAX : 0749-78-1300

～お役立ち情報～

<目次>

- ①事業継続支援助成金・感染症対応販路開拓支援助成金のお知らせ
- ②鉄道を活かした湖北地域振興協議会からのお知らせ
- ③働き方改革 推進支援セミナーのご案内（zoom オンラインセミナー）
- ④PayPay を活用した「長浜でお買い物♪最大 20%戻ってくるキャンペーン」実施について
- ⑤滋賀県最低賃金改正のお知らせ（発効日 令和 4 年 10 月 1 日）

①事業継続支援助成金・感染症対応販路開拓支援助成金のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大に加え原油価格と物価高騰など依然、地域経済への影響が続いています。

今回滋賀県商工会連合会・長浜市商工会では厳しい状況の中でも積極的な経営努力に取り組まれる中小企業等に対する助成をさせていただきます。

○コロナ禍における原油価格・物価高騰対応事業継続支援助成金

○新型コロナウイルス感染症対応販路開拓支援助成金

既に取り組まれた事項や現在検討中の取り組みについてご利用ください。ご相談お問い合わせ及び申請は経営支援職員にお声かけください。

なお、同一事業者の両助成金申請はできませんのでご了承ください。

詳細は、同送のお知らせでご確認下さい。また、様式等の詳細は長浜市商工会ホームページに掲載しておりますので、ご確認下さい。

②鉄道を活かした湖北地域振興協議会からのお知らせ

鉄道を活かした湖北地域振興協議会は、湖北地域における鉄道利便性向上と鉄道を活かした湖北地域の振興・活性化に取り組まれています。

このたび、事業者の皆さまと連携して鉄道利用を促進するための1歩目として、鉄道利用促進の広告に関する補助金を創設されました。

既に鉄道利用促進に取り組んでおられる方、現在検討中の方で、「広告を出そう」とお考えでしたら、ぜひこの制度をご活用ください。

【補助対象者】

- (1) 交付申請時点において日本国に登録されている法人であり、長浜市及び米原市に主たる事務所を有する者
- (2) 長浜市及び米原市に主たる事務所を有する個人事業主
- (3) 複数の事業者若しくは個人事業主で構成される団体

【補助対象事業】

申請する法人・団体が主催するイベント等に関連する

- (1) 鉄道で来訪するよう求めるチラシ等の作成費
- (2) 新聞・雑誌等への掲載手数料
- (3) 看板・掲示板等への掲載手数料
- (4) WEB広告への掲載手数料

【補助件数】

10件（1団体2件まで申請可・先着順）

【補助率（補助金額）】

10/10 ただし、1件あたり上限70,000円

【お問合せ先】

鉄道を活かした湖北地域振興協議会事務局 TEL：0749-65-6562

（長浜市役所都市建設部都市計画課交通対策室内）

詳細は長浜市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000011919.html>

③働き方改革 推進支援セミナーのご案内（zoom オンラインセミナー）

・労働時間短縮と年休促進

労働時間の短縮と年休推進に関する労働基準法改正のおさらいと年休推進の取得事例を参考に、取得しやすい環境づくりについて説明されます。

【日時】9月7日（水） 10：00～11：00

【定員】先着30名

・仕事と育児介護の両立支援

育児・介護休業法の改正のポイントをお伝えし、実際の職域で想定される課題に対して運用している両立支援の取り組みについて説明されます。

【日時】10月14日（水） 10：00～11：00

【定員】先着30名

【お問い合わせ先】滋賀働き方改革支援センター TEL：0120-100-227

詳細は滋賀働き方改革支援センターホームページをご覧ください。

<https://hatarakikatatakaikaku.mhlw.go.jp/top/consultation/shiga.html>

④PayPay を活用した「長浜でお買い物♪最大20%戻ってくるキャンペーン」実施について

長浜市ではPayPay株式会社と連携して、「長浜でお買い物♪最大20%戻ってくるキャンペーン」を実施されます。

【開催期間】2022年10月1日～11月30日まで

【付与上限】1,000円相当/回、10,000円相当/月（20,000円相当/期間）

詳細は長浜市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000011757.html>

⑤滋賀県最低賃金改正のお知らせ（発効日 令和4年10月1日）

滋賀県最低賃金（地域別最低賃金）は、年齢や正社員、契約社員、パート、学生 アルバイト等の雇用形態や呼称にかかわらず、滋賀県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。

滋賀県最低賃金（時間額） 927 円（昨年より+31 円）

【問合せ先】 滋賀労働局 賃金室 TEL : 077-522-6654

詳細は滋賀労働局 HP をご覧ください

https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html